

「あまりべ」條について

(日本「史大辞典」所収)

佐藤 仁

律令制下における地方行政区劃に口余戸里類なる特殊組織が存し、今日に至るも各地に地名として、その姿を残している。私もこれについて、いさゝか興味を有するものであるが、「日本「史大辞典」(河出書房)に於けるあまりべ條の説明を見るに、若干不審な點が存する様である。まず同條全文をこゝに示すならぬ、

あまりべ 餘戸 古代の村落編成の上にとられた制度。令の里の規定によれば、五〇戸をもつて一里としたが、実際には残余の戸が生じうの口当然で、この五〇戸を越えた戸を余戸といつた。余戸が一〇戸以上ならば別の里をふくり、余戸里とよび、一〇戸以内の場合口他の大村里に付ける定であつた。『土雲風土記』には伯耆に余戸里があり、『倭名類聚抄』にも諸国の郷戸に余戸というものが数多くみえてゐる。しかし余戸里と華実設置したの口僻地や特別な村落につ

いてゐあつた。余戸をのちに「あまりべ」と呼んだが、今日の地名にも残つてゐる。また江戸時代の『栞苑日涉』に「余戸口。歸化人で、獸肉を扱ふ穢多の租なり」と説いてゐるが、この両者に直接關係口ない。

以上がその全文であり、私口ます(2)く(4)に至る條の部分に対し少しく所見を述べて見ることにする。(1) 本條中最大の向題是口(2)の部分にあること云えよう。すなはち「土雲風土記」には伯耆に余戸里があり「……」とあるが、土雲風土記中には意宇・嵯根・指縫・神内各郡の餘戸里以外には余戸の記述はない。伯耆國に余戸里の所存を示す史料は出雲國のそれではなく伯耆國風土記逸文であり、全逸文には

伯耆國風土記曰、相見郡 郡家西北 有餘戸里

…… 以下略

と見える。この部分早急の改訂を必要とする。

(3) の部分についても異論をさし口さみたい。例え出雲國にこそならば、全國における四余戸(4)風土記所載)はいさゝかも郡家の附近に存し、とうてい僻地、特別村落と口思えない。全樣が華実和名抄の

余戸郷が畿内の平野部に多く分佈する事からも云えよう。しかし私しすべてが特別村落、僻地でないこと口王張しない。奥東・東北地方の余戸中には僻村に存した可能性のあるものが存する。しかしこれを以て全体を説明するのは無理で口なからうか。余戸は、人口の多い土地、律令制度の比較的良く、かつ後世に旅行せられた土地に多く分佈していると考えらる。

(三) 余戸と帰化人、藤多との関係については江戸時代に多く論せられてゐるが、今日においても、余戸と帰化人と肉保まける説口全く姿を消したわけではなく、本説明の如く「直接関係はない」と言い切る事口同題である。余戸の分佈する地帯が帰化人の分佈地帯と一致する矣、播磨凡土記と和名抄の対比の際の薩部里と余戸郷の一致、越前国の余戸郷に帰化人の多数を存する事等、今後になお同題を残して應り無関係と断定すること口早計である。

以上が私の不審とする主な点であるが、この他家引項目中に「あまべ」の廟の設定も望みたい所であつたし、文中の文字についても「諸国の郷戸に余戸……」と見ざる矣、この際には「郷名」の如く書く

方が適當ではなからうか。

なお、傍線と付して同題化しなかつた(1)の部分口本條説明中限辭をなす部分であり、戸令爲里條々文より筆をおこし、令義辭、集辭の諸説を利用し解釈を加えて居られる。この矣「諸國史大辭典」、「國史辭典」と全様な説明の仕方であるが、資料名や、令集辭の或説、古記、一云等の異説の挿入があれは幸であつたと思ふ。

余戸と云う特殊なもの之十数行にまとめる事口、口はだ困難な仕事と思われ、石田氏の御苦勞に對しとやかく云うは失礼とは思ふが、一応私の所見を述べた次である。

(註)

(1) 文一巻一七〇頁

(2) 頂參照

(3) 最も良くわかるのは意宇郡余戸の場合で「郡家正東六里六十歩」なる事が知られその他也

図上では郡家に隣接してゐる。

(4) 「余戸考」藤多の起源

「和名類聚抄陸奥出羽余戸考」

(岩手史学研究十三)

(ホ) 越前国司解一天平神護二年一(大日本古文書五
所収)には

余戸郷秦佐弥口分

余戸郷戸主服部子虫口分

の如く帰化人らしきものが見えて居る。

(ハ) 戸令為里條

凡戸以五十戸為里。每里置長一人。掌檢校戸口。課租

豊桑、葉察非塵。催馳賦役。若山谷阻險。地遠人
稀之處。隨便量置。

(ト) 集解では役、師、跡、等が兼解と全一の見解を
取っている。

(チ) この等の説は六十戸に上つた場合二分する方法
を主張している(一云を除く)。「一云」は廿
戸を最底としている。